

日本農業新聞

節税への近道

持続的経営のために

④

養子縁組は相続税の節税策として有効なものの一つである。その節税効果の一つ目は、相続税の計算では「法定相続人の数」に応じた制度が用意されているので、相続人が増えるほど課税される財産の額が少なくなるというものだ。

相続税の基礎控除額の計算式は「5000万円+1000万円×『法定相続人の数』、また、生命保険(共済)金や退職手当金などの非課税限度額も同様に「500万円×『法定相続人の数』」によって定められている。つまり、養子縁組をすることで「法定相続人の数」が増え、これらの効力が上乘せされることになる。

二つ目は、超過累進税率の緩和だ。相続税は所得税と同じ

養子 相続人増え課税額減る

養子

く、課税価格が大きくなるほどに税率も引き上げられる仕組みになっている。相続人が増えること一人当たりの相続分が減少するので、多くの場合、相続税の総額も小さくなる。

三つ目は、財産を一代とぼしで相続させることができるというもの。孫を養子にすることによって、その養子に財産を相続させた分だけ相続を一回とぼすことができる。ただし、孫を養子にする場合は、相続税額が20%増される制度の対象者となるので、あらかじめ試算するときには気を付けてほしい(代襲相続人である場合を除く)。

節税目的の過度な養子縁組を抑制するため、税法上では相続人の数にカウントされる養子の数を、実子がいる場合で一人、実子がいない場合で2人に制限している。ちなみに民法上では、要件さえ満たせば何人でも養子縁組することはできる。

留意するべきは、「相続人」になるということは民法上で決められている遺留分の権利も与えられるということだ。ただでさえ分割協議を円満に完了させることは困難なのだから、利害関係者をさらに増やすことには慎重になるべきだ。そして、解消することは簡単ではないという点では婚姻と同様だ。

節税効果以外の側面もあることを踏まえ、養子縁組を実行する前に、ご家族とはよく話し合ってから検討してもらいたい。

(フンドマーク税理士法人代表・清田幸弘)

節税効果の具体例

※相続人が子2人から、養子縁組して子3人になった場合(2割加算なし)

	養子縁組前	養子縁組後
土地・預貯金等	4億5000万円	4億5000万円
生命保険金	5000万円	5000万円
生命保険金の非課税限度額	-1000万円	-1500万円
葬式費用	-300万円	-300万円
基礎控除額	-7000万円	-8000万円
課税価格	4億1700万円	4億200万円 (▲1500万円)
相続税の総額	1億3280万円	1億980万円 (▲2300万円)

▲は養子縁組前との差額(マイナス)